

居宅介護支援事業所重要事項説明書

1 光山医院居宅介護支援事業所の概要

(1) 概 要

法人名称	医療法人 光恵会
代表者名	理事長 光山 哲生
事業所名	光山医院居宅介護支援事業所
所在地	山口県防府市今市町21番15号
管理者名	浅原 秀則
電話番号	0835-22-1361
FAX番号	0835-22-1778
事業者番号	3570601421
サービス提供地域	防府市

(2) 当事業所の職員体制

職 名	資格等	常勤	非常勤	兼務の別	合計
従業者数総数	—	1名	0名	—	1名
管理者	介護支援専門員	1名		有	1名
従業者	介護支援専門員	1名		有	1名

(3) サービスの提供日・時間

平日	午前9時～午後6時
休業日	土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日

2 当事業所の方針・特徴等

- 当事業所の介護支援専門員等は介護保険制度の主旨に沿い、お客様の心身の状況・環境に応じて、そのお客様が可能な限りその居宅において、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、お客様の立場にたって援助を行います。
- 居宅介護支援の実施にあたっては、お客様、ご家族様の意思及び人権・尊厳を尊重します。お客様の選択に基づき、中立公正な立場で、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように努めます。また、関係の市区町村、医療機関、介護・福祉関係機関との連携をはかります。
- 第三者評価の実施状況 なし

3 居宅支援の実施要領

- ① お客様及びご家族様と面談して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を提供し、お客様にサービスを選択していただきます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 指定居宅サービス等について保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、お客様から書面による同意を受けます。
- ⑤ その他居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。
- ⑥ お客様およびそのご家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ⑦ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。事業者の選定に当たっては中立公平に行います。
- ⑧ お客様の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化に応じて居宅サービス計画変更等、必要な対応をします。
- ⑨ お客様が介護保険指定施設への入院または入所を希望された場合、お客様に介護保険施設の紹介その他の支援をいたします。
- ⑩ お客様が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とお客様双方の合意をもって居宅サービス計画の変更をいたします。
- ⑪ お客様がご入院された際には「光山医院居宅介護支援事業所・0835-20-2800・担当：(浅原秀則)」というお電話をご入院先の医療機関へお伝えください。

*後掲「サービスの流れ」をご参照ください。

4. サービス利用料金

(1) 利用料

要介護認定をうけられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません

*保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、厚生大臣の定める介護報酬告示上の金額を頂戴します。その場合、サービス提供証明書を発行いたしますので、サービス提供証明書を後日市区町村の窓口を提供しますと差額の払い戻しを受けることができます。

(2) 交通費

1の(1)にあるサービス提供地域にお住まいの方は無料となります。それ以外の地域の方は実費がかかります。実費とは、本事業所とお客様宅までの標準的な訪問経路の区間で、サービス提供区間での公共交通機関利用実費となります。ただし、自動車を使用した場合は、実施地域を超えた地点から、1キロメートルにつき20円とします。

(3) その他の料金

要介護認定に伴う申請代行業務にかかる下記の実費については、お客様の負担とさせていただきます。

- ・申請代行時の書類作成に伴う公的機関からの証明書等の取得にかかる費用
- ・かかりつけ医から診断書等を取得する費用

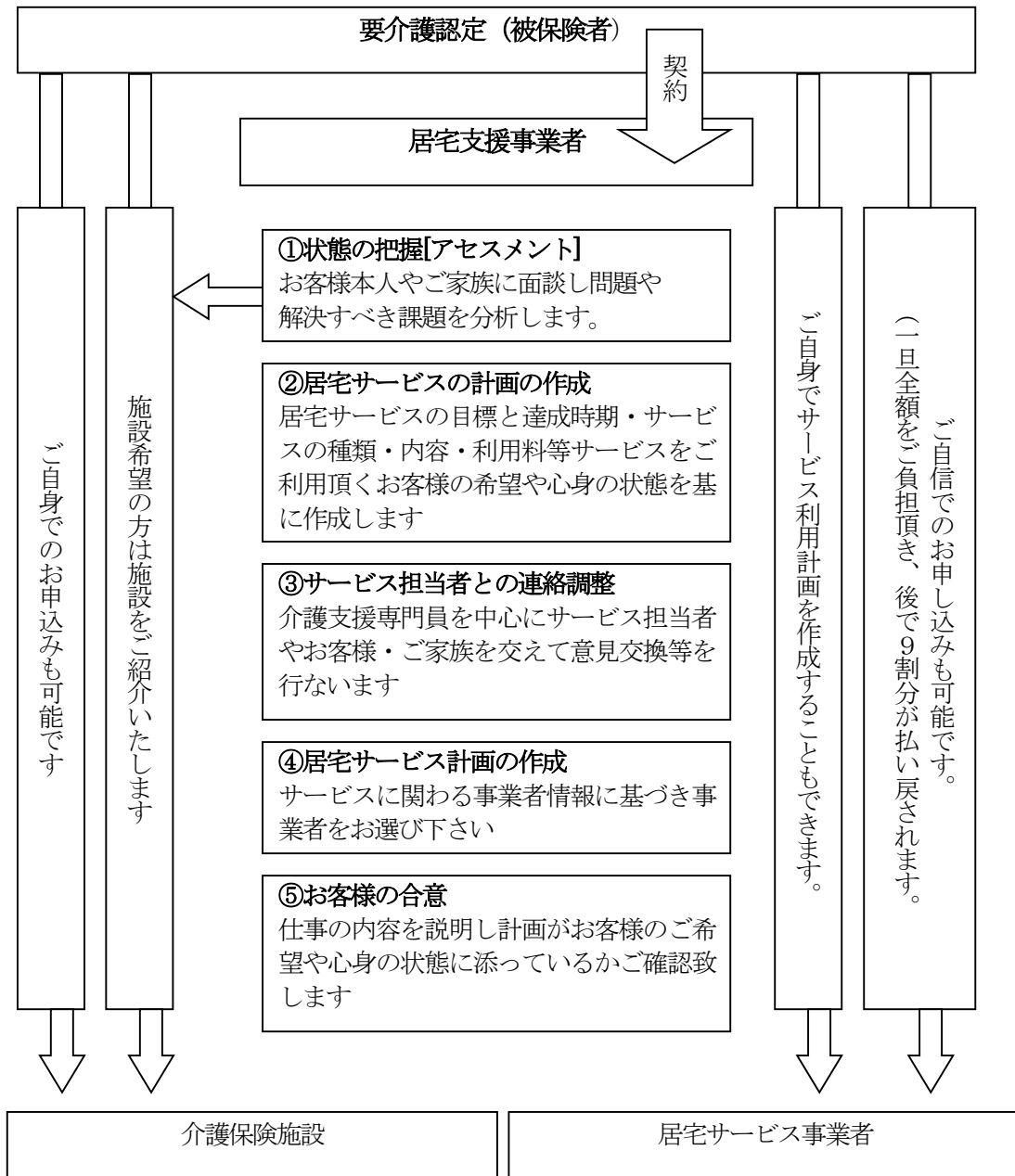
(4) 解約料

契約後、居宅サービス計画の作成段階において、お客様のご都合により解約した場合であっても、解約料は発生しません。

(5) お支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、本事業所が定める期日までにお支払ください。お支払いいただきますと領収書を発行します。お支払方法は、銀行振込・現金払いをお選びください。

<サービスの流れ>



一割のご負担でご利用いただけます
(別途諸費用が必要な場合があります)

10 虐待防止と虐待通報受付について

当事業所において職員の利用者に対する虐待防止を図る事を目的として高齢者虐待防止対応規定を制定します。利用者本人及び御家族等、職員等からの通報があった時は、高齢者虐待防止対応規定に基づいて対応いたします。

①虐待通報の受付の方法

面接、電話、書面などにより虐待防止受付担当者が受付します。

②高齢者虐待防止対応体制

虐待通報受付担当者は、受け付けた通報内容を虐待防止対応責任者に報告します。

虐待防止責任者は内容を確認した上で原因解決の検討、当事者との話し合いを行い迅速な改善を図ることに勤めます。また、市役所への通報を行います。

虐待防止責任者：医療法人光恵会 法人本部副部長 大石謙太郎

虐待防止担当者：光山医院居宅介護支援事業所 管理者 浅原秀則

防府市役所高齢福祉課：0835-25-2964

11 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策（セクシャルハラスメント・パワーハラスメント・カスタマーハラスメント等）に取り組んでいます。

12 身体拘束等の原則禁止

ケアマネジメントにおいてご利用者又は他のご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

ケアマネジメント支援の中でやむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又はご家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、対応サービス事業所など必要な事項を記載することとする。

13 業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的で開催するなどの措置を講じています。

①感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等取り組みをしています。

②災害発生時の業務継続のための措置

災害発生時の業務継続に関する取り組みを求める観点から指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等取り組みをしています。

令和 年 月 日

説明事項確認書

居宅介護支援サービスの提供にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて、「重要事項」を説明いたしました。

事業所

所在地 山口県防府市今市町21番15号
名称 医療法人光恵会
光山医院居宅介護支援事業所

説明者氏名

私は、本書面により、居宅支援事業者から「重要事項」の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

ご利用者 住所

氏名

利用者自身が判断を下せない状況になった場合は、私が身元引受人として判断・対応します。
(契約時において判断が下せない場合、下記の方をご契約当事者とさせていただきます)

住所

氏名

ご利用者との関係(○印)

親族 (: 続柄)

成年後見人

代理人

*確認資料をお見せいただく場合がございます。
あらかじめご了承ください。